



長野県報

3月15日(木)
平成24年
(2012年)
第2352号

目次

規則

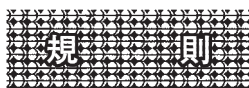
事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革課)	2
財務規則の一部を改正する規則(会計課)	2
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(警務課)	2
寒冷地手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	6

告示

都市計画事業の事業計画の変更の認可(2件)(生活排水課)	6
自然公園法に基づく公園事業の一部変更及び公園事業を表示した図書の縦覧(自然保護課)	7
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施(園芸畜産課)	7
保安林予定森林(2件)(森林づくり推進課)	11
公共測量の終了(建設政策課)	11
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課)	11
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課)	12
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課)	12
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課)	12
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(8件)(都市計画課)	13
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	14
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	14

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課)	15
一般競争入札(管財課)	15
一般競争入札(税務課)	16
一般競争入札(水大気環境課)	16
企画提案公募(プロポーザル)(経営支援課)	17
一般競争入札(農業政策課)	18
土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課)	19
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課)	19
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施の届出(2件)(農地整備課)	19
開発行為に関する工事の完了(3件)(建築指導課)	19
一般競争入札(2件)(生活排水課)	19
一般競争入札(農業技術課)	21



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成24年3月15日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第2号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の48の(4)中「東北信運転免許センター及び中中信運転免許センター」を「東北信運転免許課及び中中信運転免許課」に改める。

附則

この規則は、平成24年3月19日から施行する。

行政改革課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第3号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「若しくは運転免許センター」を「、東北信運転免許課若しくは中中信運転免許課」に改める。

別表第1の10中「長野県立歴史館 山岳総合センター」を「長野県立歴史館」に改め、同表の11中「東北信運転免許センター 中中信運転免許センター」を「東北信運転免許課 中中信運転免許課」に改める。

附則

この規則は、平成24年3月19日から施行する。ただし、別表第1の10の改正規定は、同年4月1日から施行する。

会計課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月15日

長野県公安委員会委員長 榎山 宏

長野県公安委員会規則第3号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センター及び長野県警察本部交通部運転免許本部中中信運転免許センター」を「長野県警察本部交通部運転免許本部の東北信運転免許課北信運転免許センター及び東北信運転免許課東信運転免許センター並びに中中信運転免許課中中信運転免許センター」に改め、同条第3項第1号中「長野県佐久警察署及び」を削り、同項第2号中「長野県佐久警察署及び」及び「、佐久市望月交番」を削る。

第27条の2の見出し中「免許用写真」を「申請用写真」に改め、同条中「及び」を「、」に、「に規定する」を「及び第30条の10第2項に規定する」に、「者又は」を「者、」に、「」が「」又は運転免許の取消しの申請と同時に運転経歴証明書の交付の申請をしようとする者が」に、「又は取消し」を「、取消し又は交付」に改める。

第28条の2第2項を次のように改める。

2 府令第30条の12第2項に規定する届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届（様式第23号の3）によるものとする。

第28条の2に次の1項を加える。

3 府令第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書再交付申請書（様式第23号の4）によるものとする。

第29条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条中「含む。」の次に「を返納するとき又は府令第30条の14の規定により運転経歴証明書」を加え、「運転免許証返納届」を「運転免許証（運転経歴証明書）返納届」に改める。

第33条第2項に次の2号を加える。

(14) 運転経歴証明書記載事項変更届

(15) 運転経歴証明書再交付申請書及び第29条に規定する運転経歴証明書返納届

第33条第3項に次の5号を加える。

(5) 更新期間の満了する日における年齢が70歳以上の運転者が提出する運転免許証更新申請書

(6) 運転免許取消申請書

(7) 運転経歴証明書交付申請書

(8) 運転経歴証明書記載事項変更届

(9) 運転経歴証明書再交付申請書及び第29条に規定する運転経歴証明書返納届

様式第23号の3を次のように改める。

(様式第23号の3)(第28条の2関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

長野県公安委員会 殿

届出年月日

年 月 日

フリガナ

氏 名

住 所

変更事項
 [該当するものを]
 [○で囲むこと。]

氏 名 住 所

連絡先電話

運転経歴
 証明書
 の写し

備 考

様式第23号の3の次に次の様式を加える。

(様式第23号の4)(第28条の2関係)

運 転 経 歴 証 明 書 再 交 付 申 請 書																						
長野県公安委員会 殿			申請年月日		年 月 日																	
			申請者氏名		フリガナ																	
			生年月日		明・大・昭・平 年 月 日																	
住 所																						
連 絡 先 電 話																						
再交付を申請する理由			亡失 滅失 汚損 破損 その他 ()																			
<input type="checkbox"/> 該当するものを <input type="checkbox"/> で囲むこと。																						
手 数 料 欄			<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 写真を貼る欄 3 cm × 2.4 cm 6 カ月以内撮影 </div>															
証 明 書 番 号			<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																			
証 明 書 交 付 予 定 日			年 月 日																			
交 付 方 法			受 領 郵 送																			
申 請 受 理 所 属			警察署 (交番) センター																			
セ ン タ ー 処 理 欄	申請書受理		年 月 日																			
	証明書作成		月 日		経 歴 確 認			済														
	証明書送付		月 日		送 付 先																	
備 考																						

(備考) 証明書番号欄から備考欄までは、申請者は記載しないこと。

様式第24号を次のように改める。

(様式第24号)(第29条関係)

<p>運 転 免 許 証 (運転経歴証明書) 返 納 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長野県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">返納者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">運 転 免 許 証</p> <p>下記のとおり 〃 を返納します。</p> <p style="text-align: center;">運転経歴証明書</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p style="text-align: center;">返 納 理 由</p> <p style="text-align: center;">〔該当するものを○〕 で囲むこと。〕</p>	<p style="text-align: center;">失 効 死 亡 再交付後発見 その他 ()</p>
<p>返納する免許証等の写し</p>	
<p>備 考</p>	

(備考) 返納する免許証等の写し欄には、返納する免許証(経歴証明書)の表側及び裏側を複写すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項の改正規定(東北信運転免許課東信運転免許センターに係る部分を除く。)は平成24年3月19日から、同項の改正規定(東北信運転免許課東信運転免許センターに係る部分に限る。)は同月26日から施行する。

東北信運転免許センター

寒冷地手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月15日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第1号

寒冷地手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表中

飯田市千代警察官駐在所	飯田市千代1,997
松川町上片桐警察官駐在所	下伊那郡松川町上片桐2,295
松川町生田警察官駐在所	下伊那郡松川町生田740の11

を

「飯田市千代警察官駐在所	飯田市千代1,997	」
--------------	------------	---

に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第2条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のウ中

「	運転免許センター所長	」	を
	機動隊長		

「	機動隊長	」	に、	「	聴聞官	」	を
					災害対策官		

「聴聞官」に改める。

(特勤勤務手当等に関する規則の一部改正)

第3条 特勤勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1中

川上村秋山警察官駐在所	南佐久郡川上村大字秋山779番地1
飯田市南信濃警察官駐在所	飯田市南信濃和田1505番地4

を

「飯田市南信濃警察官駐在所	飯田市南信濃和田1505番地4	」
---------------	-----------------	---

に改め、同表の2中

「川上村原警察官駐在所	南佐久郡川上村大字原282番地1	」
-------------	------------------	---

を

「川上村警察官駐在所	南佐久郡川上村大字原305番地2	」
------------	------------------	---

に、

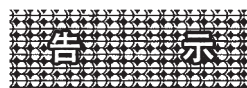
「北安曇郡小谷村大字中小谷丙12番地1」を

「北安曇郡小谷村大字千国乙6749番地6」に改める。

附 則

この規則は、平成24年3月19日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第210号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
小諸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小諸都市計画下水道事業 小諸市公共下水道(和田西処理区)
- 3 事業施行期間
昭和59年2月6日から
平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和13年長野県告示第450号及び平成20年長野県告示第220号の事業地の小諸市大字市字頭梨子及び字土橋地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第211号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
南箕輪村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
伊那都市計画下水道事業 南箕輪村公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年2月1日から
平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成5年長野県告示第81号、平成8年長野県告示第108号、平成9年長野県告示第11号、平成11年長野県告示第443号、平